

平成22年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成22年10月12日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

- 1.平成22年10月12日(火)午後3時30分 開会
1.平成22年10月12日(火)午後4時30分 閉会

1.出席した議員は次のとおりである。

1番 児玉裕一	2番 佐藤孝次	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 茂木 隆	6番 橋本五郎	7番 伊藤邦彦	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 富岡喜芳	11番 田口喜義	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 佐藤文字	15番 佐々木章	16番 熊谷隆一

計 16名

1.欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1.地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 深澤廣	消防長 高橋庄孝
消防次長 伊藤和美	大曲消防署長 伊藤等	角館消防署長 菅原達美
介護保険事務所長 佐々木勝	角間川更生園長 檜尾正義	管理課長 堂本義則
介護保険事務所副参事 藤井直樹	角間川更生園副参事 久米勇太郎	
管理課副主幹 久米 正	管理課主席主査 藤原忠臣	管理課主任 奈良ルミ子

1.会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1.本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1)議案第18号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (2)議案第19号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (3)議案第20号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
- (4)議案第21号 平成22年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (5)議案第22号 平成21年度決算の認定について

議 長 (児玉裕一君)

定例会の前に、議事の中の条例案の中の条文を訂正するために、鎌田副管理者より説明をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

副管理者 (鎌田榮治君)

開会の前に恐縮でございますが、大曲仙北議案第18号の大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての条文中、ちょうど中段当たりの表がありますけれども、その上の方、第4条の見出し中、お手元に新旧対照表の訂正したものをお渡ししておりますが、下に線を引いた部分でございますが第4条見出し中という文言中、「よって被害を被ったとき」に改め同号第1号とし・・とありますが「被害を被った」という文言中、重複している表現ということから、よって「損害を被ったとき」に改めというふうに訂正させていただきたいと存じますのでよろしくお願いを申し上げます。

議 長 (児玉裕一君)

これより平成22年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

本日、平成22年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案2件、補正予算2件、決算認定1件の合計5件であります。

条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、当組合の消防事務に関する手数料徴収条例の一部改正、並びに、火災予防条例準則等の一部改正に伴い、当組合の火災予防条例の一部改正について提案させていただいております。

補正予算につきましては、一般会計の総務費共済費と、斎場費の改築検討委員会委員報酬の増額を、介護保険特別会計においては、嘱託職員1名増員に伴う人件費の増額をお願いしております。

この後、事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認並びにご同意賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の主要事業の進捗状況並びに諸般の報告をさせていただきたいと存じます。

始めに、消防関係について申し上げます。

来年度採用予定の消防職員につきましては、10名程度の採用予定で、9月5日に一次試験を実施し、上級、初級、初級救命士、合わせまして106名が受験しており

ます。9月22日に一次試験合格者を発表し、23名が合格しております。なお、二次試験につきましては、今月25日・26日の2日間にわたり実施する予定であります。

次に、消防車両の更新事業についてであります。去る6月29日開催の臨時議会において議決をいただきました、大曲消防署、角館消防署及び西分署配備の消防ポンプ自動車3台の購入につきましては、6月30日に契約を締結いたしまして、平成23年2月末日までには納車となる予定であります。

次に、全国共済農業協同組合連合会秋田県本部で、県内の13消防本部を対象に、今年度、高規格救急車3台を寄贈する旨の通知が秋田県総務部より出され、8月20日に要望書を提出したところ、9月16日付けで寄贈されることが決定となっております。納車予定は平成23年3月末日となっており、また、配置先につきましては、広域管内で救急告示病院へ最も遠距離搬送となっており、来年度予算での配備を計画しておりました田沢湖分署に配備することとしております。なお、運用開始は平成23年4月1日からとし、地域住民の救急業務への不安解消に努めて参りたいと存じます。

また、去る8月27日に京都市で開催された全国救助訓練大会におきましては、当広域消防本部から水上の部に1名と陸上の部に一組2名の合わせて3名の職員が出場しており、いずれも上位入賞という素晴らしい成績を収めております。

次に、斎場関係について申し上げます。

年次計画で実施しております火葬炉の補修工事につきましては、本年度は7月13日から8月31日までの期間に、3斎場合わせて約764万円の工事費で完了しております。

また、去る7月26日開催の第2回中央斎場改築検討委員会において、委員16名を含む総勢24名で、先進施設であります「横手市・東部斎場」と「にかほ市・象潟斎場」を視察しており、斎場建設のイメージ作りのため施設見学や担当者との意見交換を行っております。

なお、第3回目の改築検討委員会を今月中には開催し、改築候補地のエリア選定作業に取りかかる予定であります。

コンサルタントに業務委託しております新火葬場建設に係る基本計画の策定につきましては、8月上旬に中間報告を受けており、引き続き環境影響予測・評価についてまとめているところであります。

次に、社会福祉法人水交会の、後三年鴻声の里移転改築工事の進捗状況についてご報告申し上げます。

この夏の好天により工事は概ね計画通り順調に進んでおり、工事全体において10月1日現在で進捗率は約80%となっております。建物本体のコンクリート工事が全て終了し、工事の主体は内装工事へと移っております。居住棟においては天井ボード

の取り付けや窓枠、ガラスの設置も終了しており、管理棟も天井ボードや建具枠の取り付け等を行っております。地域交流スペースや食堂が入る中央棟は、内部の足場が解体され、内装の下地工事を行っている状態です。建築工事と並行して行われております電気設備工事や機械設備工事につきましても、予定通り順調に進んでおります。

また、地元美郷町さんのご配慮により移転工事に併せて、アクセス道路となります施設前の町道およそ360メートルの拡幅工事の入札が終わり、今月中旬より工事が始まると連絡を受けております。

移転改築工事は11月末までの工期であります。工事が完成次第、竣工式を予定しており、その後引っ越し作業を行い、年明け後からは新施設での運用を開始する予定であると同っております。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

平成22年8月分のデータによるサービス利用者数は6,809人で、昨年同月比より327人、率にして5.0%の伸びを示しております。3大サービス体系別で見ますと、居宅サービスは241人、率にして5.6%増の4,548人、地域密着型介護は38人、6.4%増の631人、施設サービスは48人、3.0%増の1,630人となっております。

介護認定者数は8,341人で昨年同月比289人増、率にして3.6%の伸びとなっており、利用者数の伸びが認定者数の伸びを上回る傾向が続いております。

介護給付費は10億2,641万円で昨年同月比4,903万円、率にして5.0%増となっており、サービス体系別で見ますと居宅サービスが4億4,711万円、地域密着型介護が1億3,112万円、施設サービスが4億4,818万円であり、それぞれの占有率は43.6%、12.8%、43.7%となっております。また、利用者一人当たりの月額平均給付額は15万743円となり、サービス体系別では居宅サービスが9万8,310円、地域密着型介護が20万7,790円、施設サービスが27万4,957円となっております。

この一年間の介護給付費の動向としては、地域密着型介護や施設サービスの伸びがそれぞれ2.5%程度に比べ、相次ぐ通所介護系や短期入所系の事業所の開設などを要因に、居宅サービスが8.5%増と顕著な伸びを示しております。

以上、主要事業の進捗状況につきましてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつと諸般の報告とさせていただきます。

議長 (児玉裕一君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

それでは日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議

規則第67条の規定により、議長において、6番、橋本五郎君、7番、伊藤邦彦君、8番、伊藤福章君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」平成22年度例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されましたので、これらを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「議案第18号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、堂本管理課長

管理課長 (堂本義則)

それでは「議案第18号 大曲仙北広域市町村圏組合消防事務に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、火災や風水害による「罹災証明手数料」に関する規定を削除するほか、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、危険物貯蔵所設置許可などに係る申請手数料の額を引き下げると共に、この手数料に新たに減免規定を設けるなどの一部改正を行うものであります。

当組合消防本部では、火災や風水害による罹災証明については、1件につき100円の手数料をいただくことになっておりますが、「被災された方からの手数料徴収は社会通念上そぐわない」という観点から、実際には手数料をいただいていない状況であります。県内の消防本部のほとんどが、徴収の免除規定や条例からの削除により手数料を徴収していないことから、当組合においても罹災証明手数料に関する規定を削除しようとするものであります。

2点目としまして、指定数量以上の危険物貯蔵所を設置する場合などは、政令により標準手数料が定められております。

今般、500キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所設置にかかる審査事務の効率化が図られたことに伴い、標準手数料を引き下げる政令の一部改正が行われたことから、これに合わせ、当組合の条例においても手数料を引き下げる改正を行うものであります。

なお、この手数料について減免規定を設けておりませんでした。大規模地震や大洪水などの天災地変によって損害を被った時や管理者が特に必要と認めた時は、手数料を減額又は免除することができる規定を新たに設けるものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行し、制令の施行日に合わせ平成22年10月1日から適用することとしております。

以上、議案第18号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長

(児玉裕一君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5「議案第19号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

はい、議長。

議 長

(児玉裕一君)

はい、堂本管理課長

管理課長

(堂本義則)

「議案第19号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、総務省消防庁の通達に基づく火災予防条例準則等が改正されたことや、平成20年10月に発生しました大阪市浪速区の個室ビデオ店における火災を踏まえ、消防庁において対策が取りまとめられたことに伴い、当組合火災予防条例の一部改正を行うものであります。

主な改正の1点目としまして、「燃料電池発電設備」として分類されるものに、新たに「固体酸化物型燃料電池」が追加されたこと。

2点目としまして、住宅用防災機器に関する事項で、建築基準法の条項を引用している部分があり、今般、建築基準法の省令が改正されたことに伴い、引用している条項等の番号を整理するもの。

3点目としまして、「住宅用火災警報器」の設置免除要件としまして「複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したとき」を加えるものであります。

アパートやマンションなどの共同住宅の一部をグループホーム等の福祉施設として利用した場合の建物を複合型居住施設といいますけれども、建物全体に「自動火災報知設備」の設置が必要でありました。しかし多大な経費負担が生じるため、今回の改正により福祉施設部分が300㎡未満で、かつ建物全体の面積が500㎡未満のものについては、「自動火災報知設備」と比較して感知器設置箇所が少なく経済的にも安価ですむ「複合型居住施設用自動火災報知設備」の設置が認められ、これを住宅部分へも設置した場合は、それまで必要とされていた「住宅用火災警報器」の設置が免除になったものであります。

4点目としまして、個室ビデオ店やカラオケボックスなどのように、個室が連なり、通路が比較的狭い構造の場合、各個室の外開き戸は、火災等で避難する際に開放されたままだと通路をふさぎ避難の障害となるため、手を離すと自動的にドアが閉鎖するものにして、避難通路を確保できるようにする「個室型店舗の避難管理」に関する規定を追加するものであります。

施行日につきましては、総務省省令の一部改正施行日に合わせ、平成22年12月1日からとしておりますが、建築基準法の条項引用部分につきましては公布の日からとしております。

以上、議案第19号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長

(児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に日程第6「議案第20号 平成22年度 大曲仙北広域市町村圏組合一般会計

補正予算（第2号）」

日程第7「議案第21号 平成22年度 大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第2号）」の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長（堂本義則君）

はい、議長。

議長（児玉裕一君）

はい、堂本管理課長。

管理課長（堂本義則）

それでは、議案第20号から第21号までの平成22年度10月補正予算について、ご説明申し上げます。

議案説明資料4ページの総括表をご覧ください。

平成22年度2回目となる今回の補正予算につきましては、一般会計が376万5千円、介護保険特別会計が199万4千円の何れも増額で、合計では575万9千円の増額となり、補正後の予算総額を165億3,918万円とするものであります。

はじめに、「議案第20号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書は1ページから、議案説明資料は5ページとなります。

今回の補正は、総務費及び衛生費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万5千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ27億4,561万円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページをご覧ください。

5款繰越金は、376万5千円を増額するものであり、歳出総務費の総合事務組合費と衛生費の斎場改築検討委員会委員報酬増額の財源としまして、前年度繰越金の一部を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。

2款1項1目一般管理費は、365万5千円の増額であります。内訳であります。社会福祉法人水交会への派遣職員1人が平成21年度末に早期退職したことに伴い、退職手当に係る総合事務組合費に特別負担金が生じており、不足分を予算措置するものであります。

4款1項1目斎場費は、11万円の増額であります。補正の理由であります。中央斎場の改築につきましては、改築検討委員会を設置して協議を進めているところであります。この委員数が当初計画よりも増えたことや、委員会の開催回数も増やす必要があることにより、見込まれる報酬不足分を予算措置するものであります。

次に、「議案第21号 平成22年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第

2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は9ページから、議案説明資料は6ページとなります。

今回の補正は、総務費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万4千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ135億2,956万6千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は14ページとなります。

9款繰越金は、199万4千円の増額であり、歳出総務費の認定調査員賃金等の増額の財源としまして、前年度繰越金の一部を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は15ページをご覧ください。

1款総務費3項2目認定調査等費は、199万4千円の増額であります。内訳であります。認定申請件数の増加に対応するために本年4月から嘱託認定調査員を6名から7名に1名増員しており、係る賃金と社会保険料の不足分を予算措置するものであります。

以上、議案第20号から第21号までの平成22年度10月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第20号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第21号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に日程第8「議案第22号 平成21年度 決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

それでは、「議案第22号 平成21年度 決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、当組合における一般会計と2特別会計、合わせて3会計の平成21年度歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。決算の内容は、お手元にお配りしております「平成21年度大曲仙北広域市町村圏組一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりであります。去る9月14日、当組合監査委員の審査をいただいたものであり、その審査結果につきましては、別冊監査委員から提出されている審査意見書のとおりであります。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。議案説明資料8ページの総括表の方をご覧くださいと存じます。

はじめに、一般会計であります。歳入は、予算現額27億4,847万2千円に対し、収入済額が27億2,687万2,506円であり、予算現額との比較では2,159万9,494円の減となっております。国の実証実験対象となったことにより予算執行の必要がなくなった消防の繰越明許費分、これは携帯電話からの通報に対応するための統合型位置情報通知システムの構築事業分でございますけれどもこの2,315万円を除くと、実質は増収となるものであります。

一方、歳出は、支出済額が27億330万8,055円で、予算に対する執行率は98.4%、不用額は4,516万3,945円であり、歳入歳出差引額は2,356万4,451円となっております。

歳出では、人件費が76.2%を占めているほか、主な事業としては、9ページに記載されておりますとおり、消防費における車両5台購入経費1億2,012万円、衛生費における3斎場分の火葬炉等補修工事費792万6千円などとなっております。

総括表の方に戻っていただきたいと存じますが、次に、角間川更生園特別会計であります。歳入は、予算現額2億7,007万7千円に対し、収入済額が2億7,151万3,741円であり、予算現額との比較で143万6,741円の増となっております。

歳出は、支出済額が2億6,716万9,425円で、執行率98.9%、不用額は290万7,575円であり、歳入歳出差引額は434万4,316円となっております。

歳出の主な内容は、更生園本体の運営管理費のほか、グループホームや地域療育等支援事業、放課後生活支援事業等に要する経費でございます。

次に、介護保険特別会計であります。歳入は、予算現額131億8,648万4千円に対し、収入済額が133億636万4,517円であり、予算現額との比較で1億1,988万517円の増となっているほか、不納欠損額が1,468万2,472円、収入未済額が5,080万9,371円となっております。

歳出は、支出済額が129億3,094万8,013円で、執行率98.1%、不用額は2億5,553万5,987円となっており、歳入歳出差引額は3億7,541万6,504円となっております。

歳入歳出差引額の内訳であります。この中には保険給付費や地域支援事業費の確定に伴い、平成22年度において、国、県、支払基金に対して1億7,200万円ほどの返還が生じること、また、介護給付費等準備基金に積み立てるべき今後の給付財源約1億4,900万円などが含まれていることから、実質の歳入歳出差引額は5,400万円程度となるものであります。

20年度と比較いたしますと、歳入で約8億7,000万円、7.0%の増、歳出でも約7億7,300万円、6.4%の増であります。これは、保険給付費の増額などの理由により、歳入・歳出ともに増額となったものであります。保険給付費の増額につきましては、介護報酬の増額改訂が給付費を相対的に押し上げたことや、短期入所施設が開設されたこと等による居宅介護サービス費の大幅な伸びが要因となっております。

次に、各会計を合算した総額でございます。収入済額が163億475万764円、支出済額が159億142万5,493円で、収入済額に対する支出済額の割合は97.5%、歳入歳出の差引額は4億332万5,271円となり、同額が翌年度に繰越となるものでございます。

次に、10ページの方でございますけれども、この表は、組合の公債費の状況を示しておりますが、21年度中の元利償還金額は8,395万3,914円であり、決算年度中未償還元金の額は5億9,311万3,628円で、これは消防関係15件分の事業債でございます。

次に、11ページの表は、財政調整基金の内訳を示す資料といたしまして、決算資料とは別に作成したものでございます。平成21年度末現在高は1億9,670万3,145円となっております。

後三年更生園特別会計分4,962万3,435円は、社会福祉法人水交会が進めております後三年鴻声の里改築事業に充当するため留保しているものであり、本年度中に取り崩す予定となっております。

次に、12ページと13ページをお開きください。この表は、平成21年度決算における不用額の主な内訳についてまとめたものであります。

13ページに記載されているとおり、不用額の総額約3億360万円のうち、介護保険におけるサービス量が見込みを下回ったための保険給付費の減によるものが約2億1,680万円と71.4%程度を占めているほか、地域支援事業費分が約1,140万円、また、冒頭でも申し上げましたように、繰越明許していた消防の携帯電話通報統合型位置情報通知システム構築事業費分が、国の実証実験対象となったことにより2,315万円などとなっております。

以上で、平成21年度決算の概要説明を終わらせていただきますが、ご承知のとおり、一部事務組合は、構成市町から拠出していただいている負担金を主な財源として共同事務を行っております。

平成21年度における構成市町負担金総額は、42億1,331万円でありまして、歳入総額に占める割合は25.8%であります。これを介護保険特別会計を除いた2つの会計で申し上げますと、構成市町負担金総額が24億3,473万1千円となりまして、歳入総額に占める割合は81.2%となっております。

また、先程の説明の中でも申し上げましたが、介護保険料については不納欠損と収入未済が生じており、前年度と比較いたしますと、不納欠損は金額で60万円ほど、割合で3.9%と、若干ながら減少に転じております。また、収入未済は金額で257万円ほど、割合で5.3%の増加となっておりますが、保険料基準額が増額となっていることによる調整額の上昇率15.3%と比較すると、低い伸びに押さえられております。厳しい社会経済情勢下ではありますが、今後も可能な限り未納解消に取り組むことにより、負担の公平性を保つよう努力してまいりたいと存じます。

今後における広域行政は、中央斎場の改築事業や、年々増加する介護保険給付費の中での、第5期の平成24年度から26年度までの介護保険事業計画の策定作業等、非常に難しい課題等もございますが、非常に厳しい各構成市町の財政事情を踏まえながら、今後も常に費用対効果等を意識した予算執行及び事業運営に努めてまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計並びに特別会計の決算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議員 (田口喜義君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、11番。

議 員 (田口喜義君)
一般会計の決算の方から伺いたいと思います。説明資料の事業実施状況ということで、高規格救急車と救急自動車あるいは消防ポンプ車のことですが、高規格の場合は補助事業となっております。残りは一般財源ということで、救急車とポンプ車は地方債と残りが一般財源ということですが、この地方債についてさっき説明があったわけですが、組合債・消防債ということですが、広域で地方債を発行する場合はどのようになっているのか簡単でいいですから説明願いたいと思います。

議 長 (児玉裕一君)
答弁を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)
当広域で起債を起こす対象団体となっておりますので通常の地方公共団体と同様の起債の申請をして、広域が許可を受けて起債を起こすという形で、地方公共団体と変わらない形となっております。ただ、合併特例債等を充当する場合は、各構成市町でそれぞれ起債をしていただくということで、広域事務局の方が各構成市町の財政当局といろいろご協議をいたしまして合併特例債を充当させていただいているということでございます。よろしいでしょうか。

議 員 (田口喜義君)
はい、議長。

議 長 (児玉裕一君)
はい、11番。

議 員 (田口喜義君)
先程今、答弁があったわけですが、そうしますと広域で地方債を発行する場合は、交付税算入はどうなっているのか、先程、構成市町で負担金を分担するときには合併特例債を利用するというのは意味が分かりますけれども、広域の場合は交付税算入が入るとすればこの中に入るといえるのでしょうか。それから、高規格救急車だけが補助事業で、あとの救急自動車とか消防ポンプは補助事業対象にならないのかどうかお答え願います。

議 長 (児玉裕一君)
答弁を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)
ただいまの交付税算入のことについてお答え申し上げますけれども、起債の種類には交付税算入になるものとならないものとがございますけれども、交付税算入になります起債につきましては、当然各構成市町の財政の方に入ってまいります。合併特例債の協議をして各地方公共団体の方で起債を起こしていただく形になりますので、その交付税算入分は各構成市町の方にそれぞれ算入されてくることです。

議 員 (田口喜義君)

それは市町の方で起債を起こすんですか。

副管理者 (鎌田榮治君)
そうです。構成市町の方で

議 員 (田口喜義君)
起債を起こす

副管理者 (鎌田榮治君)
そうです。ですから当然交付税算入はその起債に対して算入

議 員 (田口喜義君)
市町の方に算入されてくるのは分かるがこれを見れば、地方債というのはこの一般会計の地方債だから。

副管理者 (鎌田榮治君)
起こすのはここで合併特例債以外の対象事業としては起こしますけれども、広域としては交付税算入の対象になっておりますので、各構成市町に入るということになっております。広域の方には入ってまいりません。ですからそれを原資にして負担金等を広域の方に直接いただいているということでございます。よろしいでしょうか。

消防長 (高橋庄孝君)
はい、議長。

議 長 (児玉裕一君)
高橋消防長。

消防長 (高橋庄孝君)
消防車両の国庫補助金についてでございますけれども、大曲仙北広域消防につきましては総務省消防庁の消防緊急援助隊の救助工作車隊と救急車隊が登録になっております。それらの車両を整備する時は国庫補助金の対象となります。高規格救急車の場合は救急隊に登録されておりますので、国庫補助の対象になります。

議 員 (田口喜義君)
ほかのは対象にならないということですね。

消防長 (高橋庄孝君)
はい。

議 員 (田口喜義君)
はい、議長。

議 長 (児玉裕一君)
はい、11番。

議 員 (田口喜義君)
先程、管理者から高規格救急車が寄贈されるということで、田沢湖分署に配備するということですが、高規格救急車について、例えば救急患者が救急車に乗る時ストレッチャーといたしますかベッドといたしますか、あれはバランスはとれるものですか。な

んでこういう質問をするかといいますと、田沢湖地区の場合、例えば高原だとか乳頭温泉郷等に救急車が出動した場合に、20 kmぐらい曲がりと下りのカーブなんですよ。おそらく私が知っている限りでは運転席側に頭がいくんですよね。足はいかないですよ。ということは、いつも逆さまみたいになって、私は乗ったことはないのによく分からないんですが、逆さまみたいになって20 kmもカーブを下りてくるものだから、そういうときに自動的にカーブだとか水平バランスを保つものかなと、もし保たないとすれば健康な人でもいつも頭を下にしていれば20 kmも走ると具合が悪くなるので、そこらへんはどうなのか教えてもらいたいと思います。

議長 (児玉裕一君)

答弁求めます。高橋消防長。

消防長 (高橋庄孝君)

今の質問の件でございますけれども、傷病者に走行時の振動を与えないように振動防止ベッドが装備されております。これらの資機材重量に対応できる車両構造となっております。よろしいでしょうか。以上でございます。

議員 (田口喜義君)

頭頭、水平水平。

消防長 (高橋庄孝君)

頭も振動が受けられないような

議員 (田口喜義君)

通常頭も下がるが20分もいつも頭が下がっている状態で救急車に乗っているものだから自動的に水平になるとか頭を上げるとか下げるとか、そういう調整になっているものですか。

消防長 (高橋庄孝君)

今の救急車の仕様自体は、そのような構造にはなっておりません。

議員 (田口喜義君)

新しい新型だからならないかなという要望も含めてです。

消防長 (高橋庄孝君)

今の仕様はなっておらないようでございます。

議長 (児玉裕一君)

よろしいですか。

管理者 (栗林次美君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

私も今のははじめてのことで戸惑っておりますけれども、確かに言われてみると我

々素人が考えるとそういうものがないのかな、あるのかなというような気がします。消防の方で病院、救急のお医者さんにどういうものが聞いてみたらどうでしょうか。もしそういう必要があればこれから働きかけていかないと、救急のお医者さんともう一度相談して、この次の議会あたりでお医者さんの考えなり意見なりを聞いてお返事したいと思います。

議長 (児玉裕一君)

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

議員 (佐藤孝次君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

2番。

議員 (佐藤孝次君)

議長、質疑の通告書出してないが質疑していいということになりますか。ならないですよね。

議長 (児玉裕一君)

よろしいです。2番、佐藤議員。

議員 (佐藤孝次君)

不用額の内訳が出ているわけですが、保険給付費2億1,600万サービス量が見込みより少なかったということのようですが、その部分についてどういった感想をお持ちなのか、数字的に何の理由でこうして下回ったと考えられるのかその部分について説明をください。

議長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

ただ今の質問にお答え申し上げます。介護保険の給付費の見込みでございますけれども、基本的に介護保険というものは3年スパンで給付のトータルをして保険料を決めるわけですが、いずれ計画当時の年度の給付費それと単年度の予算を組むときの予算の額、それから最後に決算の額と給付費、給付する時にお金がないということ为了避免のために、総額よりもやや上よりの予算を組むわけでございます。最終的には国、県、支払基金等の翌年度の精算になりますので、そういう形の仕組みでございます。以上です。

議長 (児玉裕一君)

はい、2番。

議員 (佐藤孝次君)

事務局側で設定する部分というのは分かったけれども、介護のサービスの受け手が先程の説明では特別減った訳ではないなということですか。ところで認定件数が少な

くなつたというこの部分もありながら、さっきの補正では認定の受け手を1人増やしているというのもある。今までセットしている部分もある程度余裕を見た形で作るということと、それよりもさらに増えたので認定の受け手を6人から7人に増やしたという部分もあることかお答え願いたい。

議長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

管理者の説明の中で、認定者よりもサービスの利用者が増えているということ、そういう意味合いのお話だったと思います。いずれ認定者も増えております。認定者というのは新規と更新、それと区分変更の3つの区分があるわけですがけれども、新規の場合は2000件をただいま超えております。それから認定期間満了に伴う更新が6400件から7000件あります。それから認定期間の間に体調の変更、それから事情が変わった場合の区分変更が600から700件あります。それらを合わせますと9000から10000万件位の申請がありますけれども、2000件を超える新規の場合それから区分変更、合わせまして3000件ぐらいは直接介護保険事務所で聞き取り調査をしなければならないという決まりがありまして、それ以外の更新につきましては各民間事業所へ委託しておりますが、そこら辺の計算を含めると1人年間調査数400件から450件が限界です。6人で2400件、それ位しかありません。今回3000件近く調査する件数が増えましたので、1名増員して7名にさせていただきたいということでございます。以上です。

議長 (児玉裕一君)

はい、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

議員 (田口喜義君)

議長、これ全部、一般会計も角間川も介護保険も全部一緒に質問ですか。

議長 (児玉裕一君)

はい。

議員 (田口喜義君)

はい、いいですか。

議長 (児玉裕一君)

はい、11番。

議員 (田口喜義君)

介護保険ですけれども、先程、副管理者の説明で、不納欠損が60万位減で、収入未済額が257万円増になったと説明受けたんですけれども、いずれ収入未済額が増加していくということは不納欠損額が増加していくとに今までの例で言えば繋がっていくと思うんですけれども、これからますます不納欠損が増加していくんじゃないか

な、年金から天引きされるのはいいんでしょうけれども、普通徴収の方は国保だと確か前に説明受けたんですけれどもこれからますますそういう風に進んでいくんではないかなと、この対策をどうしていくのか、その点伺いたいと思います。

議長 (児玉裕一君)

佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

はい。先程の介護保険料の滞納についてのご質問でございますけれども、対象者65歳以上の方、45000人位管内におりますけれども、そのうちの約1割弱4000人位は普通徴収です。年金から天引きできない方でございます。これは一番多いのが当該年に65歳になる方、その方々はすぐには天引き出来ません。そういう方々、年間1500人から2000人近くおります。それから年金の額が18万未満、そういう方々も数百人おります。それから年金を担保にお金を借りている方、その方も天引きすることが出来ません。それについても数百人単位でおります。また、抵当権に入っている方等、様々な理由で4000人位の方が年金から天引き出来ないようであります。21年度1050人の方が滞納しております。前年度1488人でしたので人数は減っております。ただ、額面につきましては保険料が21年度から上がった関係で4800万から5000万というふうに出ております。納めてもらうために我々としては基本的には65歳になった方々がすぐ天引きされないということを去年から通知を差し上げております。こういう理由ですぐは天引出来ないののでどうか通知で納めて下さいという通知を差し上げながら徴収率の向上に努めておるところでございます。あと、滞納される方については保険でするのでなるだけの協力に近々のこういう風になる旨の手続き等も合わせて専門の徴収員3名おりますけれども、徴収率を下げないように頑張っておるところでございます。いずれ、98%以上の保険料収納率ありますので、今のところ比較的良い収納率ですので、これよりも良くなるよう画策としまして今申しました啓蒙通知等をすすめながら徴収率を下げないように努力しているところであります。以上です。

議長 (児玉裕一君)

はい、11番。

議員 (田口喜義君)

不納欠損は3年だとか5年だとかありますけれども、この不納欠損はもっと短かったような説明を受けたことがありますけれども、そのようだったでしょうか。

議長 (児玉裕一君)

答弁求めます。佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

介護保険については2年です。21年決算では、502人の方が不納欠損の対象になります。以上です。

議長 (児玉裕一君)
よろしいですか。他に質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論の通告がありますので、発言を許します。
14番、佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)
はい、14番。私から議案第22号平成21年度決算の認定について反対の立場から討論いたします。平成21年度予算審議にあたって、私は介護保険事業特別会計予算に対し第4期介護保険見直しに伴う保険料引き上げが行われたことから反対いたしました。本予算はその執行であり、認められないところであり従って本決算を含む21年度決算の認定にあたり反対するものであります。介護保険事業21年度決算を見ますと、保険料収入では現年課税分の収入未済額が増え3000万を超えております。一方保険給付費は認定者数が大幅に伸び、要介護認定度4と5が増加している中において、居宅介護費用は増加したものの過去2年間の決算の保険給付費の伸び率と比較しては大変低い伸びになっております。これらは認定を受けてもサービスを利用しない、サービスを使っても安く抑えるというこうした事態が広まってきていることの現れではないかと思えます。高い保険料と利用料負担が高齢者の生活費を大きく圧迫していることが背景に挙げられており、所得により利用較差が出てきているのではないのでしょうか。全国ではこのような問題が同様に起こっており、自治体の保険料では542自治体、利用料では368自治体が独自の減免制度を設けております。是非広域介護保険事業でも独自の減免制度を設けるよう求めまして討論を終わります。

議長 (児玉裕一君)
ほかに討論ありませんか。
(討論なしの声)
これにて討論を終結します。
これより「議案第22号」を採決いたします。
本案につきましては、異議がございましたので、起立による採決といたします。
本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成14人、反対1人)
着席願います。起立多数であります。
よって本案は、原案のとおり認定されました。
以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。
これにて、平成22年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。